

熊本市漁協への不適正な支出 返還に応じない北口和皇議員

11月2日に、北口議員に誠意ある説明を求める文書を再度発送

熊本市は、北口和皇議員に対し、外部監査で指摘された熊本市漁協への不適正な支出（122万4,022円）の返還を求めています。しかし、北口議員が返還にも、責任ある説明にも応じないため、11月12日に開かれた議会運営委員会に、3回目の誠意ある説明を求める文書を発送したことが報告されました。

【これまでの経過】

- ・2017年11月24日 熊本市漁協への不適正な支出の返還を求める通知書（請求書）を北口議員へ内容証明郵便で送付
- ・2017年12月13日～2018年1月15日に、3回の督促
- ・2018年3月6日に、熊本市漁協代理人弁護士より「市の支払要求に応じることはできない」とする通知書を受領
- ・2018年4月27日、市に与えた損害等について説明責任を果たすよう求める文書を北口議員に送付。その後、第2回目の説明を求める文書を8月24日に送付。8月31日付で回答書が来たものの、熊本市の求める回答書とはなっていなかった。
- ・11月2日に第3回目の説明を求める文書を北口議員へ送付。

北口議員は、2017年11月の不当要求に係る特別委員会で、「外部監査の指摘を重く受け止めている」「うなぎについて問題があると言われれば、返すことも視野に入れ検討したいと思っている」と発言していましたが、それに対する誠意ある対応は一切なされていません。

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか 山部ひろし

NO. 1120
2018年11月18日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：共産党 熊本市議団



検索



2018年第4回定例会の日程が決まりました

【日程】

- 12月11日（火） 開会（本会議）
13～18日 一般質問
19日～ 委員会・予算決算委員会分科会
（請願・陳情の趣旨説明）
25日（火） 予算決算委員会・締めくくり質疑
27日（木） 閉会（質疑、討論、表決）

* 請願提出締め切りは、12月11日（火）午後5時まで

* 陳情提出締め切りは、12月14日（金）午後5時まで

☆ 今回の議会は、日本共産党市議団の一般質問はありません。
取り上げてほしい問題は、委員会等で発言いたします。
お寄せください。



【控室から】 市民の声に耳を傾ける

上野 みえこ



日本共産党市議団は、年1回程度の市民アンケートを行い、市民のみなさまの声を聞いています。毎回、1,000通程度の回答が寄せられています。いただいたご意見やアンケートの集計は、市議会だよりでも紹介しながら、率直なご意見として、議会の発言にも反映してきました。住民の意見を市政に届ける議員として、市民のみなさんの声を、あらゆる機会をおして伺っていくことは何より大切なことだと思います。

10月に、「やぐらカードをよくする会」による市への要請が行われました。市長に市民の声を聞いてほしいとの申し入れでしたが、大西市長は会ってくれませんでした。当日参加者から「市政だよりには、気軽に市長に会える」と書いてあるのに、私たちはなかなか会ってもらえない」との発言がありました。しかも昨年、市長室の前には電子錠のついたドアが取り付けられ、その前には守衛が立ち、中に入ることとはもちろん、市長室の様子を伺うこともできません。このような姿勢で、市民の率直な声を聞くことができるでしょうか。市民への間口を広く開け、積極的に、そして真摯に、市民の声に耳を傾ける姿勢こそ、市長として求められるのではないのでしょうか。

熊本地震から2年半 5857世帯が仮設住宅に入居（9月末時点）

熊本地震から、2年10カ月が過ぎました。復興に向けた取り組みが進められてはいますが、地震から2年半たった9月末時点で、仮設住宅に入居されている世帯は5857世帯となっており、生活再建・住宅再建を果たせていない被災者が多く残されています。



また、4月以降、2年の入居期限を迎え、入居延長を希望しながらも仮設住宅を退去せざるを得ない世帯が212世帯に上っています。

入居延長を希望しながらも退去した世帯は212世帯

2018年4月から9月までの仮設入居期限を迎えた被災者の状況

期間満了対象世帯	延長が認められた世帯	仮設を退去した世帯
5838	3197	2638

仮設住宅の入居期限は2年となっており、今年4月以降に期間満了を迎えた世帯は5838世帯に上っています。

東日本大震災では、仮設の入居延長は無条件で認められていた一方で、熊本地震では8つの条件に適応する世帯に限られた

そのうち入居延長を希望した世帯は、**212世帯**

ため、入居延長を希望しながらも退去せざるを得ない被災者が生まれています。

入居延長の希望叶わず仮設退去後の生活に不安

「入居延長を希望したが条件に合わないために延長できなかった」「条件をみてあきらめた。延長希望も申請しなかった」など、少なくない被災者が、仮設入居延長をあきらめざるを得ない状況が生まれています。

右の表は、みなし仮設住宅の退去者のうち、その後の入居先を示した表です。約半数が、民間の賃貸住宅に入居していますが、入居延長が認められてなかったAさんは、「みなし仮設の入居費用（上限6万円）

単位(戸)

	みなし	自宅	民賃	公営	他
4月退去	588	200	365	2	21
5月退去	700	167	431	82	20
6月退去	476	152	235	62	27
7月退去	466	156	210	77	23
8月退去	381	148	171	42	20
9月退去	341	108	162	52	19

となっていたために、延長打ち切り後に6万円近くの家賃負担が発生している。安い家賃の住宅を探しているが、通院などもあり希望の地域に物件が見つからない。これからの生活が不安」との思いを募らせています。

大西市長は被災者の実態に目を向けるべき！

住まいの再建は、震災からの復興の最も重要な課題です。仮設入居期限2年を迎え、条件に合わないからと仮設からの締め出しを行うべきではありません。

Aさんのように、高い家賃負担で今後の生活に不安を抱いている方、また就学中の子どもがいる

保護者からは、「子どもの通う校区のなかで物件がなかなかみつからない」といった声も上がっています。

大西市長は、被災者の実態に目を向け、住宅再建と合わせ安心した生活を送れるよう必要な支援を行うべきです。